

2023年（令和5年）1月17日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2022年度予算要求闘争に関する単組独自要求について（回答）

みだしのことについて、各項目について以下のとおり回答する。

人員に関すること

1. 職員の採用状況、退職者等の実態を踏まえた2023年度（令和5年度）の体制について、方針を示し、組合と協議すること。

（回答）

全庁的な取組として総人件費抑制に努めている状況の下、職員を容易に配置できる状態ではないが、円滑な事業の推進を実現するべく、十分な検討をしているところである。

正規職員の配置に加え、再任用職員や任期付職員の活用など、総合的な見地から職員配置に努めるとともに、職員の負担軽減の観点から、民間委託を活用し、業務に支障が生じないよう配慮している。

なお、次年度体制の考え方については、説明すべき事項は十分説明していく考えである。

2. 翌年度以降の体制については、6月の組合交渉から具体的に協議すること。

（回答）

翌年度以降の体制について、6月の時点で協議すべき事項については協議していく考えである。

労働協約に関すること

3. 2023年度（令和5年度）の水道局の体制について、協約を締結すること。

（回答）

職員配置については、管理運営に属する事項であり協約の対象ではないが、次年度体制の考え方については、上述のとおり、説明すべき事項は十分説明していく考えである。

4. 「給水装置工事竣工検査業務について」、「技能労務職の今後のあり方について」に係る水道職員の労働条件等について協議し確認書等を交わすこと。

（回答）

管理運営事項を除いた労働条件に関することは、従前から「事前協議に関する協定」に基づき貴組合と事前協議を行っているところであり、特段の事情がない限り、協議時の確認事項等について文書確認をすることに異存はない。

その他

5. 現業公企統一闘争（第2次）時の単組独自要求に対する回答（2022年10月11日付）から当局方針の変更事項等あれば、組合と協議すること。

（回答）

前回の回答時より、水道局の基本的な考え方に変更はなく、各要求項目に対する回答内容を踏まえた体制整備や取組の推進に努め、協議すべき事項は、協議していく考えである。